

佐賀県入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、こどもの心身の健やかな成育の確保や家族の身体的・精神的負担の軽減のため、入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善を図る県内の小児医療施設の開設者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「佐賀県入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業」とは、別表事業の区分の欄に掲げる事業をいう。

2 この要綱において「小児医療施設」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所であって、小児患者に係る病床を有するものをいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金の交付対象及び補助額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助の対象			補助率
事業の区分	補助基準額	補助対象経費	
修繕事業	小児医療施設1か所当たり 7,560,000円	環境改善のための小児医療施設内の修繕に要する経費（ただし、補助対象年度において修繕に着手し完了したものに限り。）	10/10
物品等購入事業	小児医療施設の小児患者に係る1床当たり 20,000円	環境改善のための物品等の購入に要する経費	10/10

2 一の小児医療施設に対する補助は、修繕事業及び物品等購入事業のそれぞれで、10年間につき1回限りとする。

(補助対象外費用)

第4条 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

(1) 入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善以外を目的とした修繕及び物品等購入に要する費用

- (2) 令和8年3月31日以前及び令和9年4月1日以降の修繕及び物品等購入に要する費用
- (3) その他入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善に資する修繕及び物品等購入費用として適当と認められない費用

(補助金の算定方法)

第5条 本補助金の額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は様式第1号のとおりとする。

2 前項の交付申請書の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)
- (4) 施設の配置図、平面図及び修繕費内訳書(修繕事業に限る。)
- (5) 購入物品の概要を示す書類(見積書、カタログ等)(物品等購入事業に限る。)
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、次条に規定する事項を条件に、交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 前条の規定による申請書が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りでない。
 - ア 補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更
 - イ 入札実施による補助金額の減額
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した、価格が単価 50 万円を超える機械器具等については、令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、証拠書類等を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して（5）に定める期間は保管すること。
 - (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返納させることがある。
 - (8) 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式 9 号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 5 月 30 日までに知事に報告しなければならない。
- 2 申請者は、自己又は自社の役員等が、次の号のいずれにも該当するものであってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 自己、自らの法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 申請者は、前項の（2）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（変更交付の申請等）

第 9 条 第 7 条第 1 項第 2 号の規定による変更について、知事の承認を受けようとするときは、変更交付申請書（様式第 5 号）を提出するものとし、添付する書類は第 4 条に準じるものとする。

（申請の取下げ）

第 10 条 規則第 7 条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定又は変更交付決定の日から起算して 10 日以内とする。

(実績報告)

第 11 条 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書は様式第 6 号のとおりとし、様式第 7 号を添付することとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は事業の完了した日から 30 日もしくは令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までとし、その提出部数は 1 部とする。

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、前条の規定により補助事業の実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、規則第 13 条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 この補助金は、精算払の方法により交付することができるものとする。

2 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 8 号のとおりとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 14 条 知事は、規則第 16 条の規定により、当該補助事業者が補助金の他の用途へ使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 補助事業者が第 8 条第 2 項及び第 3 項に該当すると判明したときは前項の規定を準用する。

3 前項の規定は、規則第 13 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、当該補助事業者へ交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。